平成２１年（フ）第１９４号
北海道苫小牧市桜木町４丁目４番22号　ハイツ丹羽102
債務者　山口　将由
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第８２４号
仙台市宮城野区西宮城野10番24―201号
債務者　加藤　正子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９９３号
仙台市泉区松森字陣ケ原55番地の２　セービンググランデＭＵＲＡＫＯＢ205
債務者　渋谷　栄美
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１００２号
仙台市太白区長町南４丁目24番４号　高正コーポ202
債務者　丹野まき子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２５３号
秋田市広面字谷内佐渡30番地３
債務者　横谷美智子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６６号
千葉県茂原市粟生野2967番地19
債務者　佐藤　　勉
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第７３号
千葉県茂原市八千代３丁目３番地６アイディーコート茂原206号
債務者　佐久間良和
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第３１号
富山県黒部市沓掛264番地
債務者　御囲　千秋
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２１年（フ）第３７号
富山県黒部市堀切81番地１スカイコートパレス102号
債務者　谷口　　仁
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２１年（フ）第３０２号
石川県河北郡津幡町字山北子７番地９
債務者　松浦　裕子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１３６号
福井市飯塚町第27号４番地１　メゾネットルーラルＡ
債務者　松下　　猛
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２９８号
福井県鯖江市東米岡２丁目２番17―３号
債務者　揚原　　誠
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２９９号
福井市下馬２丁目814番地　カーサ・ユウＢ202、旧住所福井市別所町第18号３番地２伊川コートビレッジ203号室
債務者　髙木　英希（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２３７号
長野市青木島町青木島乙652番地２
債務者　田島　裕次
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２１６号
兵庫県伊丹市中野東１丁目104番地１　ディアステージ昆陽池公園503号
債務者　西村　和幸
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２５３号
兵庫県伊丹市北園１丁目９番地１　エッケハウス201号、前住所兵庫県伊丹市森本１丁目８番地の20
債務者　松本光蔵こと　李　　光蔵
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４５号
兵庫県南あわじ市阿万下町260番地１
債務者　村上商店こと　村上　智康
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係